

外国人児童生徒等の教育に関する閣議決定等一覧 (該当部分抜粋)

目次

○経済財政運営と改革の基本方針 2019.....	2
○成長戦略フォローアップ	3
○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	4
○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実に ついて.....	5
○教育再生実行会議 第六次提言	7
○教育再生実行会議 第九次提言	7
○教育再生実行会議 第十一次提言	8
○第3期教育振興基本計画について（答申）	10

○経済財政運営と改革の基本方針 2019

(令和元年 6 月 21 日 閣議決定)

第 2 章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

② 初等中等教育改革等

義務教育における基礎・基本の習得の上に、教育システムを複線型に転換し、多様性を追求できる仕組みづくりを進める。初等中等教育においては、児童・生徒に個別最適化された教育を効果的・効率的に実現するため、希望する全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう、SINETの活用モデルの提示をはじめとした教育の情報化を推進する。学校ICT環境の整備状況に地方自治体間でばらつきが見られる中、国としてもその是正に努めつつ、個人情報への取扱いに適切に配慮した上で、教育データのデジタル化・標準化を進める。また、高等学校教育においては、特色ある教育を推進するための多様化・類型化などの普通科改革、高大連携、地域人材やグローバル人材の育成などの多様な高等学校教育の構築を進める。さらに、中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する。

改革を加速するため、「第 3 期教育振興基本計画」や教育再生実行会議の提言に基づき、教育課程、教員養成・免許・採用・研修制度等について総合的な検討を行い、2020 年度中に結論を得る。

学校における働き方改革を実現するため、適正な勤務時間管理の徹底や業務の効率化・精選などの施策を推進するとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や、チーム学校の実現、教員の勤務時間の 1 年単位の変形労働時間制の導入に向けた取組を推進する。

新学習指導要領が目指す教育の着実な実現、安全・安心な学校施設の効率的な整備、在外教育施設における教育機能の強化を図る。学校・家庭・地域の連携・協働を進めるとともに、セーフティプロモーションの考え方も参考にした学校安全、農山漁村体験など子供の体験活動の充実、SNS等を活用したいじめ・自殺等の相談体制整備、不登校児童生徒の教育機会確保、外国人児童生徒等の教育、夜間中学の設置促進、一人一社制の在り方の検討、特別支援教育の推進、障害者の生涯を通じた学習活動を推進する。

5. 重要課題への取組

(3) 外国人材の受入れとその環境整備

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」^(※1)及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」^(※2)に基づき、着実に取組を進める。

(※1) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

(※2) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(令和元年 6 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

○成長戦略フォローアップ

(令和元年6月21日 閣議決定)

② ビジネス日本語など教育プログラムの充実及び日本語教育の質の向上

- ・大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定した上で留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等を行う。
- ・優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチングなど、総合的な受入モデルを構築する専修学校における取組を支援し、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。
- ・外国人の子供の就学促進、日本語指導の充実、高校生等へのキャリア教育などの包括的な支援を進める。また、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの普及及び日本語教師の能力等を証明する新たな資格等に関する検討を踏まえた取組を行うとともに、外国人の日本語教育環境を整備するため、地方公共団体等の体制づくり、日本語を自習できる ICT 教材の利用を推進する。

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

(平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3 生活者としての外国人に対する支援

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

【具体的施策】

- 公立学校において、2026 年度には日本語指導が必要な児童生徒 18 人に対して 1 人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。その際、各地方公共団体における N P O や企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。【平成 31 年度予算 3 億円】〔文部科学省〕《施策番号 61》
- 地方公共団体において、教師と外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施することができるよう、多言語翻訳システム等の I C T の整備を支援する。〔文部科学省〕《施策番号 62》
- 教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発・普及を通じて、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。また、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により研修指導者を養成するほか、これを受けて各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等を行う。〔文部科学省〕《施策番号 63》
- 高等学校等が企業、N P O 法人やボランティア等の地域の関係団体等と連携して、外国人の高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組を支援する。【平成 31 年度予算 1 億円】〔文部科学省〕《施策番号 64》
- 外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組や、学校外での就学状況も含めた外国人児童生徒等の就学実態の把握に係る取組の促進を図る。さらに、近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成 30 年度中に改訂する。〔文部科学省〕《施策番号 65》
- N P O、外国人学校等の学校外での就学促進に向けた取組について、現状の把握に努めつつ、活動環境・内容の質が担保されるよう地方公共団体を通じた取組を進める。また、公立学校への編入時の円滑な接続を図るため、取り出し授業等による能力に応じたきめ細かな支援ができるよう、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築等の各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。〔文部科学省〕《施策番号 66》

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実に ついて

(令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3 生活者としての外国人に対する支援

(5) 外国人の子どもに係る対策

○母子健康手帳の多言語化【新規】

外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てが出来るように、母子保健の入り口である母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について調査研究を行う。〔厚生労働省〕

○保育所等における児童への対応、学校・家庭との連携

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等における保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、地方公共団体に改めて周知を行い、保育所等において、外国籍家庭などに対する適切な支援が行われるよう要請する。

また、平成30年9月14日に公表した「新・放課後子ども総合プラン」における基本的な考え方や学校・家庭との連携について、地方公共団体に対して改めて周知し、放課後児童クラブにおいて、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう要請する。〔厚生労働省〕

○保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に係る取組事例の把握・共有【新規】

調査研究を実施し、外国人比率の高い地方公共団体を中心に、市町村や保育所等における、外国籍等の子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集、ヒアリング等を行い、地方公共団体における外国籍等の子どもの受入れの支援体制を把握するとともに、保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応について取組事例を収集し、好事例等の横展開を行う。〔厚生労働省〕

○就学状況の把握及び就学促進

義務教育諸学校への多言語による就学案内を徹底するとともに、全国調査により学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握を進め、就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の収集を行う。【新規】

また、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子供の学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を充実する。さらに、就学に関する情報提供を市区町村の教育委員会が住民基本台帳担当部署等と連携して行う等、地方公共団体の関係部局や関係機関による一体的な取組を促進する。〔文部科学省〕 《 関連施策番号 66 》

○全国的な研修機会の確保による教員等の資質能力の向上

教育委員会や大学等における養成・研修に資する「モデル・プログラム」の開発・普及を進めることで、日本語初期指導、中期・後期指導、JSLカリキュラ

ムによる指導等の系統的な日本語指導を実践するための体制を整備し、日本語指導を担う中核的教師の養成を進める。また、日本語指導など外国人児童生徒への指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上について、学校内外の多様な担い手から能力ある人材を柔軟に確保することが重要であることに留意しつつ、有効な方策について検討を行う。【新規】

あわせて、各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等を行う仕組みを構築する等により、外国人児童生徒の指導に関する研修の機会を充実する。〔文部科学省〕 《 関連施策番号 63 》

○教育の多言語化の対応

多文化共生社会の実現に向け、散在地域においてもきめ細かな指導を行うための多言語化に対応した翻訳システムの活用 や遠隔教育の充実 等、ICTを活用した支援体制を整備する。〔文部科学省〕 《 関連施策番号 62 》

○障害のある外国人の子供に係る支援の充実【新規】

言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子供の就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。

特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等の配置に努めるほか、特別支援教育、日本語指導の担当教師が、それぞれ日本語指導、特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。

あわせて、発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する学校における合理的配慮の提供について実践研究を行い、その成果を普及する。また、子育てや就学に関する相談窓口等について外国人の保護者も対象に分かりやすく積極的な情報発信に努める。〔文部科学省〕

○中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実等

外国人児童生徒の高校への進学状況、中退率、進路状況等について実態の把握を進める。その上で、中学校・高等学校において 将来を見通した進路指導が提供されるよう、日本語指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進める。

公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮（ルビ、辞書の持ち込み、特別入学枠の設置等）について、地域の実情に応じて充実が図られるように促す。【新規】

また、義務教育を修了した外国人について、その能力・意欲に応じて日本社会への定着が円滑に行われるよう、進学・就職に当たって必要な在留資格の取得の明確化等について、関係省庁と共に検討を行う。〔文部科学省、法務省〕 《 関連施策番号 61、64、66》

○夜間中学の設置促進・教育活動の充実

夜間中学について、全ての都道府県に少なくとも一校が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての 指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を図る。教員の日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室等との連携や日本語教師、日本語指導補助者等の外部人材の活用など、夜間中学における日本語指導を含む教育活動の充実に向けた取組を進める。【新規】〔文部科学省〕 《関連施策番号 52 》

○教育再生実行会議 第六次提言（「学び続ける」社会、 全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方につ いて）

（平成27年3月4日）

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

（外国人の子供の教育）

- 外国人の子供の適切な教育環境を確保することが課題となっており、国、地方公共団体は、学校における円滑な受入れや、一人一人の実態に応じたきめ細かな日本語指導のための体制整備、日本語指導が必要な児童生徒を対象としたカリキュラム編成・実施など学校生活への適応を図る取組を進める。その際、日本の文化を体験したり、母国の文化に触れたりして国際理解を深めることも重要である。

○教育再生実行会議 第九次提言（全ての子供たちの能力 を伸ばし可能性を開花させる教育へ）

（平成28年5月20日）

（5）日本語能力が十分でない子供たちへの教育

〔不就学の子供の実態把握〕

- 国、地方公共団体は、地域の実情に応じ、教育・福祉部局や住民登録の担当部署等が連携して不就学の状態となっている外国人の子供の実態を把握する仕組みの整備を図るとともに、保護者に対し、就学への働きかけや教育機関、生活支援等に関する情報提供等を行い、教育の機会の確保に取り組む。また、学校への受入れに際し、子供の日本語能力や学力等を適宜判断し、必要に応じ下の学年への入学を認めるなど柔軟な取扱いについて周知を徹底する。

〔支援人材の確保など地域ぐるみで支援する体制の整備〕

- 国、地方公共団体は、小中学校段階で日本語能力が十分でない子供を受け入れ、一人一人の状況に応じた日本語や教科等の指導、保護者との連絡等を円滑に行えるよう、子供の日本語能力に応じた特別な指導を担う教師に係る定数の計画的・安定的な充実や、養成・研修を通じた専門性の向上とともに、外国人・大学生・日本語教師などの地域の人材を、通訳や日本語指導、学習サポートに当たる支援員・ボランティア等として安定的に確保できる枠組みづくりと専門性の向上に取り組む。また、学校卒業後も継続的に相談・支援を行うことができるよう、地方公共団体において、教育・福祉・労働分野等の関係機関が連携したワンストップ窓口等の体制整備が進むよう、先進事例の情報発信、ガイドラインの作成等を行う。

〔日本語能力が十分でない子供についての情報の適切な引継ぎ〕

- （1）と同様に、国は、日本語能力が十分でない子供について、必要に応じて、各学校等が個別の指導に関する支援情報資料を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを構築する。

〔特別な教育課程の編成・実施等〕

- 国は、小中学校段階で可能となっている日本語能力が十分でない子供を対象とした特別な教育課程の編成・実施について、地域の状況に応じ、「拠点校」方式も含め活用を促進するとともに、その取組状況を検証した上で、適用範囲の高等学校段階への拡大についても検討する。

また、地域の国際交流協会、NPO、大学等と連携した初期指導教室や日本語支援センターの設置などの取組を促進する。

〔日本語指導等のための ICT を活用した教育の推進、開発〕

- 国、地方公共団体、学校は、例えば日本語指導を必要とする子供が極めて少ない地域等でも、それらの子供が能力に応じ適切な学習を行えるよう、デジタル教材など ICT を活用した教育を積極的に推進するとともに、教材等の開発にも取り組む。

〔就労を見据えたキャリア教育等の充実〕

- 国、地方公共団体、学校は、外国人児童生徒等の将来の就労も視野に入れ、特に高等学校段階において、日本語や教科等の指導に加え、企業や地域とも連携しつつ、キャリア教育やインターンシップ、進路指導の充実を図る。

○教育再生実行会議 第十一次提言（技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について）

（令和元年5月17日）

1. 技術の進展に応じた教育の革新

（3）新たな学びとそれに対応した教材の充実

- 遠隔教育は、学校規模や地理的要因等にとらわれず、教育の質を大きく高める手段である。例えば、多様な意見・考えに触れ協働して学習に取り組む機会や、社会で実践的な活動を行ってきた外部人材等との連携、多様な科目選択を可能とすることによる学習機会を充実させるほか、不登校児童生徒や病気療養児など通学して教育を受けることが困難な児童生徒の学習機会の確保や、帰国・外国人児童生徒等への支援、中山間地域や離島などの学校における教育活動の充実などに資するものである。

このため、国は、希望する全ての小・中・高等学校・特別支援学校等が、遠隔教育を活用し教育の質の向上を図っていくことができるよう、連携先とのニーズ等のマッチングや指導面・技術面のアドバイスなどについて様々な高等教育機関・民間企業等から支援や助言を受けられるプラットフォームが構築されることを目指す。また、グッドプラクティスの創出や全国的普及を図るとともに、中学校段階において、ニーズの高い分野（英語、プログラミング）等で受信側の学校における教員の免許種の要件を緩和する特例校制度を創設し、効果的な授業実施方法等を明らかにするなど、遠隔教育が、教員の指導や子供たちの学習の幅を広げ、教育の質を高める手段となるようにする。

（6）特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実

- 遠隔教育は、不登校児童生徒や病気療養児など通学して教育を受けることが困難な児童生徒の学習機会や、帰国児童生徒・外国人児童生徒等への支援等の確保・充

実に資するものであり、国は、希望する全ての小・中・高等学校・特別支援学校等が遠隔教育を活用した教育の質の向上を図っていくことができるよう支援する。

- 国は、外国人児童生徒等やその保護者との意思疎通の円滑化のため、多言語翻訳システムなどの ICT の活用を促進する。

2. 新時代に対応した高等学校改革

(3) 定時制・通信制課程の在り方

- 定時制・通信制課程は、勤労青年だけでなく、不登校経験者や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、社会人などの多様な背景を持つ生徒の受け皿となっている。国は、こうした実態を把握し、その変化に応じた教育の質の向上や生徒支援の方策について、総合的に検討する。

(7) 特別な配慮が必要な生徒への対応

- 高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒等が大幅に増加している状況の中、高等学校における外国人生徒等の受入れ体制を充実させるため、国及び地方公共団体は、地域の関係機関や NPO、企業、大学等との連携を図りつつ、日本語指導や学力の向上、進路・進学への支援等の取組を推進する。
- 帰国生徒については、帰国後の高等学校等への進学や日本の学校生活への溶け込み等への不安を解消し、より多くの海外赴任する者が、安心して子供を帯同できるよう、国及び地方公共団体は、帰国生徒を対象とした入試や編入学、教科学習・学校生活のサポート等により帰国生徒の受入拠点となる高等学校の取組を推進する。

○第3期教育振興基本計画

(平成30年6月15日 閣議決定)

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針

2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

(グローバルに活躍する人材の育成)

○ さらに、日本人学校など海外の様々な文化・環境の中で学ぶ児童生徒や、日本国内で学ぶ外国人児童生徒など、多様な人材の個性を伸ばすための教育の充実が重要である。

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

(多様なニーズに対応した教育機会の提供)

○ またグローバル化の進展によってますます増加することが見込まれる海外に在留した後に帰国した児童生徒や外国人児童生徒など日本語指導が必要な子供についても海外における学習・生活体験を活かしつつ国内の学校生活に適應することができるよう指導を行う必要がある。

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

○ 海外で学ぶ子供や帰国児童生徒 外国人児童生徒等への教育推進

・ 日本人学校や補習授業校における教育環境機能の強化を図るため教師の派遣や教材整備等に引き続き取り組む。また、帰国児童生徒や外国人児童生徒等の海外における学習・生活体験を尊重しつつ国内の学校への円滑な適應を図るため日本語指導を行うための教員配置や実践的な教員研修の実施日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

目標(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

○ 教職員指導体制・指導環境の整備

・ 質の高い教育の提供に向けた専科指導や少人数によるきめ細かな指導の充実、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導、貧困等に起因する学力課題の解消に向けた取組やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応の強化を図り、多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育を進めるために、平成29(2017)年の義務標準法改正による基礎定数化の着実な実施を含め学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を図る。

○ 海外で学ぶ子供や帰国児童生徒 外国人児童生徒等への教育推進

・ 日本人学校や補習授業校における教育環境機能の強化を図るため教師の派遣や教材整備等に引き続き取り組む。また、帰国児童生徒や外国人児童生徒等の海外における学習・生活体験を尊重しつつ、国内の学校への円滑な適應を図るため、日本語指導を行うための教員配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進などを推進する。